職員の懲戒処分

地方公務員法 (昭和25年法律第 261号) の規定により、次の者を令和 7年10 月31日懲戒処分に付した。

令和 7年10月31日

名古屋市上下水道局長 酒井 雄一

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
上下水道局課長級	停職1月	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び 第 3号